

**第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画
令和2年度～令和6年度にかかる主な取り組み一覧**

**令和2年3月
枚方市**

第2期 枚方市子ども・子育て支援事業計画 令和2年度～令和6年度にかかる取り組み一覧

目 次

基本理念 子どもが笑顔で健やかに成長できるまち枚方

基本方向Ⅰ. 子どもの人権・子どもの最善の利益が尊重されるまちづくり

施策目標1 子どもの人権擁護の推進

推進方向1-(1) 人権教育の推進	2
推進方向1-(2) 子どもへの虐待のないまちづくりの推進	3
推進方向1-(3) いじめに対する取り組みの推進	4
推進方向1-(4) 不登校に対する取り組みの推進	5
推進方向1-(5) 非行等の問題行動対策の推進	6

施策目標2 子どもの貧困問題に対する施策の総合的な推進

推進方向2-(1) 子どもの貧困対策の総合的な推進体制の整備	6
推進方向2-(2) 子どもの心身の健康を確保できる環境の充実	7
推進方向2-(3) 子どもの学習と就学の支援	8
推進方向2-(4) 保護者の就労と相談支援	9
推進方向2-(5) 子育てに対する経済的支援	10

基本方向Ⅱ. 子どもの生きる力と個性を育むまちづくり

施策目標3 子どもの生きる力を育む環境の整備

推進方向3-(1) 幼児期の教育・保育の質の向上	11
推進方向3-(2) 小学校教育への円滑な接続の推進	12
推進方向3-(3) 豊かな心の育成の推進	12
推進方向3-(4) 確かな学力と健やかな身体を育む環境の充実・向上	13
推進方向3-(5) 食育の推進	13
推進方向3-(6) 障害のある子ども等への支援の充実	14

施策目標4 子どもの個性や創造性を育む環境の整備

推進方向4-(1) 子どもの居場所づくりの推進	17
推進方向4-(2) 子どものスポーツ活動の推進	18
推進方向4-(3) 子どもの文化芸術活動の支援	19
推進方向4-(4) 子どもの国内外交流の推進	20
推進方向4-(5) 子どもの社会的活動の推進	20
推進方向4-(6) 子どもに身近な自然環境の保全と環境教育の推進	21

基本方向Ⅲ. 子どもを安心して生み育てることができるまちづくり

施策目標5 子育て家庭にやさしい安全・安心なまちづくりの推進

推進方向5-(1) 妊娠・出産・子育て期の健康づくりへの支援	21
推進方向5-(2) 子どもへの医療対策の充実	23
推進方向5-(3) ひとり親家庭の自立支援	24
推進方向5-(4) 安全・安心に子育てできる生活環境の整備	25
推進方向5-(5) 外国籍の子ども等への支援	26

施策目標6 地域における子育ての相談・支援

推進方向6-(1) 子育てに関する相談体制の充実	26
推進方向6-(2) 子育てに対する支援体制の充実	28
推進方向6-(3) 子育てに関する適切な情報提供の推進	29
推進方向6-(4) 子育て中の社会参加支援	30

施策目標7 子育てと仕事の両立支援

推進方向7-(1) 多様な保育サービスの充実	30
推進方向7-(2) 放課後児童対策の充実	31
推進方向7-(3) 男女共同子育ての推進	32

基本方向Ⅰ 子どもの人権・子どもの最善の利益が尊重されるまちづくり

施策目標1 子どもの人権擁護の推進

推進方向 1-(1) 人権教育の推進

番号	取り組み名	取り組み内容	対象者				所管課
			妊 産 婦	乳 幼 児	児 童	生 徒	
1	(仮称)子どもを守る条例の制定	子どもたちを虐待などから守り、すべての子どもが一人の人間として尊重され、夢と希望をもって成長していくよう「(仮称)子どもを守る条例」を制定し、子ども自身の主体性を育むとともに、行政、保護者、地域、関係機関など社会全体で子どもたちの成長を支える環境づくりを進める。		★	★	★	子ども青少年政策課
2	人権啓発事業	人権について考える機会を提供するため、さまざまな人権課題をテーマにした講座「生きること」を開催する。また、人権文化セミナー、人権週間事業では、講演会やコンサート、映画会などを開催する。	★	★	★	★	人権政策室
3	平和に関する啓発事業	次代を担う若い世代に平和の尊さを引き継ぎ、考える機会を提供するため、憲法や平和に関する講演会や展示会など、子どもも参加できる内容で企画する。「平和の日」記念事業では、平和の燈火(あかり)や平和フォーラム、展示会などを開催し、平和へのメッセージを発信する。	★	★	★	★	人権政策室
4	性的マイノリティに関する相談支援	本人および家族・支援者が性的マイノリティについて相談できるようにLGBT電話相談を実施する。また、性的マイノリティ当事者同士が交流できる場としてコミュニティスペースを開催する。	★	★	★	★	人権政策室
5	DV予防教育	子どもたちをDVの被害者にも加害者にもさせないために、小学校と中学校でDV予防教育を実施する。		★	★		人権政策室
6	学校園における人権教育	人権に関する身近な課題解決をめざす取り組みを通して、子どもたちの自尊感情を育み、豊かな人間関係づくりを進めるため、学校園において人権教育推進計画を策定し、人権教育を推進するとともに教職員研修の充実を図る。		★	★	★	児童生徒支援室
7	子どもの意見表明の場の創出	子どもが自分のまちに関心を持ち、郷土愛へつなげることができるよう、環境や文化、福祉など、まちづくりのさまざまな分野において、子どもが意見を表明できる場を創出する。		★	★		教育指導課
8	子どものSOSの出し方教育	子どもがさまざまな困難、課題に直面したときに、対処方法を身につけることができるよう、SOSの出し方教育の具体的な手法を検討し、実施する。あわせて、教職員等に対して研修などを行い、子どもたちが安心して悩みを打ち明けられるような環境づくりをめざす。		★	★		保健予防課 児童生徒支援室

推進方向 1-(2) 子どもへの虐待のないまちづくりの推進

番号	取り組み名	取り組み内容	対象者				所管課
			妊 産 婦	乳 幼 児	児 童	生 徒	
9	児童虐待防止ネットワーク事業	子ども家庭センター、子ども総合相談センター、保健所、保健センター、子育て運営課、保育幼稚園課、教育委員会等から成る「枚方市児童虐待問題連絡会議」を中心として、子どもの虐待の予防、早期発見、早期対応、啓発活動に取り組む。通告や情報収集で把握したケースについて、同会議で重症度判断やアセスメントを行うとともに各機関の役割などのケース管理を行い、子どもや家庭に対する必要に応じた支援を行う。	★	★	★	★	子ども総合相談センター
10	親支援プログラムの実施	子育てに不安やストレスを抱えている親に対して子育てスキルや感情コントロールの方法を学ぶ親支援プログラム等の実施や情報提供を行う。	★	★			子ども総合相談センター
11	育児支援家事援助事業(養育支援訪問事業に含む)	育児支援が必要な家庭や育児困難な家庭に対し、訪問によって育児や家事援助を実施することによって家庭での安定した養育環境を目指す。	★				子ども総合相談センター
12	虐待防止のための育児支援	保健センターが行うさまざまな母子保健事業において、虐待の予防、早期発見、早期対応に努める。育児不安や不適切な養育、虐待が明らかになった場合、関係機関との連携を密に役割の分担を図りながら、家庭訪問や相談事業等を通じて継続的に支援を実施する。また、乳幼児健康診査未受診児には、家庭訪問等で受診勧奨、児の発育・発達確認、育児支援等を行う。	★	★			保健センター
13	子どもの相談窓口の充実	児童虐待や不登校、ひきこもりなど、さまざまな困難を有する子ども・若者や、ひとり親家庭への包括的な支援を充実させるため、子ども総合相談センターを「子ども家庭総合支援拠点」として位置づけ、機能を活かし国の補助金を活用しながら、人員体制の充実を含めた相談しやすい体制づくりに取り組み、また、SNSなど子どもたちが相談しやすい手段を用いた、新たな相談窓口の開設に向けた検討を進める。	★	★	★	★	子ども総合相談センター
14	里親制度の普及・啓発	里親数については、人口の割合で他府県や府内他市と比較しても低い水準にあることから、大阪府や里親支援機関と連携のもと里親推進のための講演会を実施するなど、里親制度の理解促進や里親の普及のための体制確保を図る。	★	★	★	★	子ども総合相談センター

推進方向 1-(3) いじめに対する取り組みの推進

番号	取り組み名	取り組み内容	対象者				所管課
			妊 産 婦	乳 幼 児	児 童	生 徒	
15	生徒指導充実事業	携帯電話の使用に関する危険性やルールを子どもたちや保護者に指導・啓発するとともに、学校や家庭、地域が連携して情報モラル教育の推進に取り組み、携帯電話使用に伴うトラブルやいじめ、犯罪被害の防止と適切な対処の仕方、よりよい人間関係の構築等の指導に努める。また、情報モラル(道徳)やリテラシー(教養)に対する知識を学ぶための講演会を消費生活センターと連携して実施し、被害の未然防止に努める。		★	★		児童生徒支援室 消費生活センター
16	いじめ問題対策連絡協議会	学校及びその周辺における児童生徒のいじめ問題に対し、いじめの芽をいち早くキャッチし、より迅速で適切な対応を行うため、「枚方市いじめ問題対策連絡協議会」において、市の関係部課と外部の関係機関の連携を強化し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に重点を置いた取り組みを推進する。	★	★	★		児童生徒支援室
17	教育相談事業(支援、一般、不登校)	教育相談員を配置し、保護者や幼児・児童・生徒からの教育や学校生活上の問題に関する相談を受け、適切なアドバイスを行う。また、必要に応じて、面談による継続的なカウンセリングを実施する。	★	★	★		児童生徒支援室
18	心の教室相談員配置事業(小学校)	小学校の相談体制の充実を図るため、「心の教室相談員」を配置し、児童や保護者の悩みや課題の解決に資する。		★			児童生徒支援室
19	スクールカウンセラー配置事業(中学校)	中学校における相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラーを配置し、生徒や保護者の悩みや課題の解決に資する。また、中学校区の小学校に対しても、派遣を含めた柔軟な取り組みを展開する。			★		児童生徒支援室
20	スクールソーシャルワーカー配置事業	小・中学校における児童・生徒の問題行動等の状況や背景、置かれている環境に着目して働きかけるため、社会福祉士の資格を有するスクールソーシャルワーカーを学校に配置または派遣し、児童・生徒及び保護者に係る学校の取り組みに対する支援を行う。		★	★		児童生徒支援室
21	子どもの笑顔守るコール事業(一般教育相談、いじめ専用)	幼児・児童・生徒が抱える諸問題の解決や早期発見、早期対応を図るため、総合電話窓口「子どもの笑顔守るコール」(「いじめ専用ホットライン」と「教育安心ホットライン」)を設置し、電話による教育相談を実施する。	★	★	★		児童生徒支援室
22	スクールアドバイザー派遣事業	枚方市立学校園での緊急の課題に対し、幼児・児童・生徒の心のケアや教職員等への助言を目的に、スクールアドバイザーを派遣する。	★	★	★		児童生徒支援室
23	家庭児童相談事業	18歳までの子どもと家族のさまざまな相談に、子ども総合相談センターの専門相談員が対応し、カウンセリングやプレイセラピーなどを行う。児童虐待等子どもに関する問題の増加や複雑化等から、体制の充実及び専門的技術の向上を図る。	★	★	★		子ども総合相談センター

24	青少年サポート事業	悩み(いじめ、不登校、人間関係等)を抱える、あるいは、引きこもりの状態であるなど、青少年のさまざまな問題の早期解決に資するため、青少年や保護者が気軽に相談に行ける「青少年相談」やサポート講座を実施する。			★	★	子ども青少年政策課
----	-----------	---	--	--	---	---	-----------

推進方向 1-(4) 不登校に対する取り組みの推進

番号	取り組み名	取り組み内容	対象者				所管課
			妊 産 婦	乳 幼 児	児 童	生 徒	
25	教育相談事業(支援、一般、不登校)(再掲)	教育相談員を配置し、保護者や幼児・児童・生徒からの教育や学校生活上の問題に関する相談を受け、適切なアドバイスを行う。また、必要に応じて、面談による継続的なカウンセリングを実施する。		★	★	★	児童生徒支援室
26	適応指導教室(ルポ)事業	不登校状態の児童・生徒に、家庭と学校の中間的な存在として、人間関係のあり方や自己決定の方法を学ぶ場を提供し、教育文化センターの適応指導教室での活動やカウンセリング、あるいは訪問指導といった多様な活動を通して自立に向けた支援や指導を行う。		★	★		児童生徒支援室
27	心の教室相談員配置事業(小学校)(再掲)	小学校の相談体制の充実を図るため、「心の教室相談員」を配置し、児童や保護者の悩みや課題の解決に資する。		★			児童生徒支援室
28	スクールカウンセラーアクセス事業(中学校)(再掲)	中学校における相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラーを配置し、生徒や保護者の悩みや課題の解決に資する。また、中学校校区の小学校に対しても、派遣を含めた柔軟な取り組みを展開する。				★	児童生徒支援室
29	スクールソーシャルワーカー配置事業(再掲)	小・中学校における児童・生徒の問題行動等の状況や背景、置かれている環境に着目して働きかけるため、社会福祉士の資格を有するスクールソーシャルワーカーを学校に配置または派遣し、児童・生徒及び保護者に係る学校の取り組みに対する支援を行う。		★	★		児童生徒支援室
30	不登校支援協力員配置事業	全中学校と一部の小学校に不登校支援協力員を配置し、校内適応指導教室等において不登校または不登校傾向にある児童・生徒の学習支援等を行う。また、担任と連携して不登校生徒宅への家庭訪問による登校支援に取り組む。		★	★		児童生徒支援室
31	子どもの笑顔守るコール事業(一般教育相談、いじめ専用)(再掲)	幼児・児童・生徒が抱える諸問題の解決や早期発見、早期対応を図るため、総合電話窓口「子どもの笑顔守るコール」「(いじめ専用ホットライン)と「教育安心ホットライン」を設置し、電話による教育相談を実施する。		★	★	★	児童生徒支援室
32	スクールアドバイザー派遣事業(再掲)	枚方市立学校園での緊急の課題に対し、幼児・児童・生徒の心のケアや教職員等への助言を目的に、スクールアドバイザーを派遣する。		★	★	★	児童生徒支援室
33	青少年サポート事業(再掲)	悩み(いじめ、不登校、人間関係等)を抱える、あるいは、引きこもりの状態であるなど、青少年のさまざまな問題の早期解決に資するため、青少年や保護者が気軽に相談に行ける「青少年相談」やサポート講座を実施する。			★	★	子ども青少年政策課

34	家庭児童相談事業 (再掲)	18歳までの子どもと家族のさまざまな相談に、子ども総合相談センターの専門相談員が対応し、カウンセリングやプレイセラピーなどを行う。児童虐待等子どもに関する問題の増加や複雑化等から、体制の充実及び専門的技術の向上を図る。	★	★	★	子ども総合相談センター
35	ひきこもり等子ども・若者相談支援事業	ひきこもり等子ども・若者相談支援センターにおいて、おおむね15歳から39歳までのひきこもり・ニート・不登校等の子ども・若者やその家族等の相談に応じ、継続して対応方法や社会的自立に向けた支援を進めるとともに、必要に応じて、枚方市子ども・若者支援地域協議会と連携し、適切な支援機関につなげるよう支援を行う。			★	子ども総合相談センター

推進方向 1-(5) 非行等の問題行動対策の推進

番号	取り組み名	取り組み内容	対象者				所管課
			妊産婦	乳幼児	児童	生徒	
36	生徒指導充実事業 (再掲)	携帯電話の使用に関する危険性やルールを子どもたちや保護者に指導・啓発するとともに、学校や家庭、地域が連携して情報モラル教育の推進に取り組み、携帯電話使用に伴うトラブルやいじめ、犯罪被害の防止と適切な対処の仕方、よりよい人間関係の構築等の指導に努める。また、情報モラル(道徳)やリテラシー(教養)に対する知識を学ぶための講演会を消費生活センターと連携して実施し、被害の未然防止に努める。			★	★	児童生徒支援室 消費生活センター
37	青少年の健全育成事業	青少年育成指導員が地域での青少年問題に関する相談活動、街頭における青少年の指導、啓発・広報活動、有害図書等の販売調査や大阪府の立ち入り調査への協力をを行う。			★	★	子ども青少年政策課
38	薬物乱用防止教室・ 非行防止教室	飲酒や喫煙、シンナー等の薬物乱用や出会い系サイトに係る被害及び非行について、保健所や警察等の関係機関との連携による薬物乱用・非行防止のための教室を開催し、予防教育を推進する。				★	児童生徒支援室

施策目標2 子どもの貧困問題に対する施策の総合的な推進

推進方向 2-(1) 子どもの貧困対策の総合的な推進体制の整備

番号	取り組み名	取り組み内容	対象者				所管課
			妊産婦	乳幼児	児童	生徒	
39	スクールソーシャルワーカー配置事業 (再掲)	小・中学校における児童・生徒の問題行動等の状況や背景、置かれている環境に着目して働きかけるため、社会福祉士の資格を有するスクールソーシャルワーカーを学校に配置または派遣し、児童・生徒及び保護者に係る学校の取り組みに対する支援を行う。			★	★	児童生徒支援室
40	子どもの未来応援コーディネーターの配置	子どもの貧困や虐待、不登校などの子どもが抱えるさまざまな課題に対して、小・中学校などからの相談に応じ、福祉等の支援制度や関係機関へのつなぎなどを行う。		★	★	★	子ども青少年政策課

推進方向 2-(2) 子どもの心身の健康を確保できる環境の充実

番号	取り組み名	取り組み内容	対象者				所管課
			妊産婦	乳幼児	児童	生徒	
41	食育推進事業	市民一人ひとりが、「食」に関する知識と判断力を身に付け、健全な食生活を実践することを目的に、「第3次枚方市食育推進計画」に基づき、関係機関・団体と連携を図りながら、食育の推進に取り組む。	★	★	★	★	健康総務課
42	健康づくり推進事業	健康づくりボランティアを中心に、生涯学習市民センターなどを活動場所とし、健康料理教室や健康講座を実施する。	★	★	★	★	保健センター
43	母子訪問指導事業 (養育支援訪問事業に含む)	家庭訪問により、妊産婦及び乳幼児の保護者の子育てに関する相談に応じ、子どもに対する理解を深め、疾病の予防や母と子どもの健康の保持増進に努める。また、地域で孤立している母親の育児不安の解消などに対して、生活の場である家庭でよりていねいな個別支援を行うことで、安心して健全な子育てができるよう支援する。周産期からのハイリスク母子を確実に把握し、早期より予防的に支援を開始する対策を充実させるために、医療機関等関係機関との連携を図る。	★	★			保健センター
44	母子健康教育事業	マタニティスクールにおいて、妊娠時期から家庭の食生活の大しさを伝える講義や調理実習を実施し、離乳食・幼児食講習会では、子どもの食生活の基本は、家族の食生活であることを講義で伝える。	★	★			保健センター
45	母子健康相談事業	妊産婦及び乳幼児の保護者を対象に、健全な食生活が営めるよう、保健師、栄養士などが健康相談を実施する。乳幼児健康相談では、生涯学習市民センター等身近な地域において身体計測や保健師・栄養士・歯科衛生士による保健指導を行う。また、個別相談において心理相談員が予約制で個別の発達相談を実施する。	★	★			保健センター
46	乳幼児健康診査	乳幼児に対して、各時期に健康診査を行うほか、新生児聴覚検査については費用助成を行い、疾病や障害の早期発見・早期対応を図り、その保護者に対して子育てに関する相談・保健指導を行う。また、児童虐待の予防と早期発見に努め、必要に応じ関係機関との連携を図る。保健センターでの集団健診と府内医療機関での個別健診を実施。健診の未受診児に対して、再通知や家庭訪問等を実施し、受診率の向上や未受診児の把握に努める。経過観察の必要な場合は、小児神経科医や児童精神科医等による二次健診を行う。		★			保健センター
47	育児相談事業	保育所(園)や幼稚園、認定こども園において、地域の子育て中の保護者からの育児に関する相談に対し、各施設の職員が相談に応じる。		★			子育て事業課 子育て運営課
48	子どもの居場所づくり (子ども食堂)推進事業	家で一人で食事をとる等の環境にある子どもに対し「食事の提供」を通じて居場所づくりに取り組む団体(NPO団体、地域団体等)に対し、その取り組みに必要な初期経費及び運営経費について補助金を交付する。		★	★	★	子ども青少年政策課

49	心の教室相談員配置事業(小学校)(再掲)	小学校の相談体制の充実を図るため、「心の教室相談員」を配置し、児童や保護者の悩みや課題の解決に資する。		★		児童生徒支援室
50	スクールカウンセラー配置事業(中学校)(再掲)	中学校における相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラーを配置し、生徒や保護者の悩みや課題の解決に資する。また、中学校区の小学校に対しても、派遣を含めた柔軟な取り組みを展開する。		★		児童生徒支援室
51	教育相談事業(支援、一般、不登校)(再掲)	教育相談員を配置し、保護者や幼児・児童・生徒からの教育や学校生活上の問題に関する相談を受け、適切なアドバイスを行う。また、必要に応じて、面談による継続的なカウンセリングを実施する。	★	★	★	児童生徒支援室
52	子どもの笑顔守るコール事業(一般教育相談、いじめ専用)(再掲)	幼児・児童・生徒が抱える諸問題の解決や早期発見、早期対応を図るため、総合電話窓口「子どもの笑顔守るコール」「いじめ専用ホットライン」と「教育安心ホットライン」を設置し、電話による教育相談を実施する。	★	★	★	児童生徒支援室
53	枚方公園青少年センター青少年相談	悩み(いじめ、不登校、人間関係等)を抱える、あるいは、引きこもりの状態であるなど、青少年のさまざまな問題の早期解決に資するため、来所や電話により青少年や保護者への相談支援を行う。		★	★	子ども青少年政策課
54	家庭児童相談事業(再掲)	18歳までの子どもと家族のさまざまな相談に、子ども総合相談センターの専門相談員が対応し、カウンセリングやプレイセラピーなどを行う。児童虐待等子どもに関する問題の増加や複雑化等から、体制の充実及び専門的技術の向上を図る。	★	★	★	子ども総合相談センター
55	ひきこもり等子ども・若者相談支援事業(再掲)	ひきこもり等子ども・若者相談支援センターにおいて、おおむね15歳から39歳までのひきこもり・ニート・不登校等の子ども・若者やその家族等の相談に応じ、継続して対応方法や社会的自立に向けた支援を進めるとともに、必要に応じて、枚方市子ども・若者支援地域協議会と連携し、適切な支援機関につなげるよう支援を行う。			★	子ども総合相談センター

推進方向 2-(3) 子どもの学習と就学の支援

番号	取り組み名	取り組み内容	対象者				所管課
			妊産婦	乳幼児	児童	生徒	
56	生活困窮者自立支援制度に係る子どもの学習支援事業	生活困窮家庭の中学生を対象に、希望する高校等へ進学することにより、将来の進路選択の拡大につなげるために学習教室を実施。				★	生活福祉室
57	放課後自習教室事業	児童・生徒の学習意欲を高め、学力の向上を図るために、中学校では全学年を対象とした放課後学習教室を週1回開室する。また、中学3年生を対象に受験対策を主とした夏季集中学習教室を5日間開室する。小学校においても週1回放課後自習教室を開室する。			★	★	教育指導課
58	就学援助制度	経済的理由により就学が困難な児童・生徒及び就学予定者の保護者に対し、学用品費等負担すべき費用について必要な援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施を図る。			★	★	学務課

59	支援学級等就学奨励費制度	心身に障害のある児童又は生徒の保護者に支援学級等就学奨励費を支給することにより、当該児童又は生徒の就学の奨励を図る。			★	★	学務課
60	枚方市奨学金制度による就学の支援	経済的理由のため高等学校等への修学が困難な生徒に対し奨学金を支給することにより、教育の機会均等を図る。			★		学務課

推進方向 2-(4) 保護者の就労と相談支援

番号	取り組み名	取り組み内容	対象者				所管課
			妊産婦	乳幼児	児童	生徒	
61	生活困窮者自立支援制度に係る就労の支援	自立相談支援センターの相談支援員がハローワーク常設窓口の就労支援「ひらかた」と連携した就労支援を実施。また、一般就労が困難な方にカウンセリングや職場体験などを通じた日常生活自立・社会的自立の段階的な自立を目的とした就労準備支援事業を実施。	★	★	★	★	生活福祉室
62	母子・父子自立支援員による相談支援事業	ひとり親家庭等の自立を支援するため、母子・父子自立支援員を配置し、生活の安定や自立のための各種相談、貸付事務等を行い、必要に応じて他の支援機関につなげることにより、ひとり親家庭等の総合的・包括的な支援を行う。	★	★	★	★	子ども総合相談センター
63	母子家庭等就業・自立支援センター事業	ひとり親家庭等の自立を支援するため、個々の家庭の状況、職業適性、就業経験等に応じ、就業相談や就業支援講習、就業情報の提供等の就業支援サービスを行うほか、養育費の取り決め等に関する相談に応じる。	★	★	★	★	子ども総合相談センター
64	地域就労支援センター事業	ひとり親など就労困難者に対し、就労支援コーディネーターが就職活動に関する相談やパソコン講習会等を実施し、就労につながる支援を行う。	★	★	★	★	商工振興課
65	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の母又は父の就業・自立に向けて、自立支援教育訓練給付金制度を実施し、就業面における支援を行う。	★	★	★	★	子ども総合相談センター
66	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金	ひとり親家庭の母又は父の就業・自立に向けて、高等職業訓練促進給付金制度を実施し、就業面における支援を行う。	★	★	★	★	子ども総合相談センター
67	母子訪問指導事業（養育支援訪問事業に含む）（再掲）	家庭訪問により、妊娠婦及び乳幼児の保護者の子育てに関する相談に応じ、子どもに対する理解を深め、疾病の予防や母と子どもの健康の保持増進に努める。また、地域で孤立している母親の育児不安の解消などに対して、生活の場である家庭でよりていねいな個別支援を行うことで、安心して健全な子育てができるよう支援する。周産期からのハイリスク母子を確実に把握し、早期より予防的に支援を開始する対策を充実させるために、医療機関等関係機関との連携を図る。	★	★			保健センター

68	母子健康相談事業 (再掲)	妊娠婦及び乳幼児の保護者を対象に、健全な食生活が営めるよう、保健師、栄養士などが健康相談を実施する。乳幼児健康相談では、生涯学習市民センター等身近な地域において身体計測や保健師・栄養士・歯科衛生士による保健指導を行う。また、個別相談において心理相談員が予約制で個別の発達相談を実施する。	★	★		保健センター
69	家庭児童相談事業 (再掲)	18歳までの子どもと家族のさまざまな相談に、子ども総合相談センターの専門相談員が対応し、カウンセリングやプレイセラピーなどを行う。児童虐待等子どもに関する問題の増加や複雑化等から、体制の充実及び専門的技術の向上を図る。		★	★	子ども総合相談センター
70	育児相談事業(再掲)	保育所(園)や幼稚園、認定こども園において、地域の子育て中の保護者からの育児に関する相談に対し、各施設の職員が相談に応じる。		★		子育て事業課 子育て運営課
71	こころの健康相談	こころの病気や悩みを抱えている子どもや保護者に対して、各機関と連携しながら、必要な支援を行う。			★	保健予防課

推進方向 2-(5) 子育てに対する経済的支援

番号	取り組み名	取り組み内容	対象者				所管課
			妊産婦	乳幼児	児童	生徒	
72	児童手当	家庭等における生活の安定に寄与とともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とし、中学校修了前の児童を対象に手当を支給する。			★	★	年金児童手当課
73	児童扶養手当	離婚等によるひとり親家庭等で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で政令で定める程度の障害にある者を監護する母、父又は養育者に対して支給する。(所得制限あり)			★	★	年金児童手当課
74	子ども医療費助成事業	0歳から中学校までの子どもの医療費の一部について助成を行う。高校生までの拡大については、財源確保に努める。		★	★	★	医療助成課
75	未熟児養育医療給付事業	入院治療を必要とする未熟児に対し、入院費の一部を助成する。	★				医療助成課
76	小児慢性特定疾病医療費助成制度	小児慢性特定疾病で治療が必要な子どもに対し、医療費の一部を助成する。		★	★	★	医療助成課 保健予防課
77	ひとり親家庭医療費助成事業	ひとり親家庭等の父又は母や養育者とその養育する児童に対して、その児童が18歳に達した日以後における最初の3月31日までの間、その児童とその親等に関する入通院、訪問看護等の保険診療に係る自己負担分の一部を助成する。(所得制限あり)		★	★	★	医療助成課
78	助産制度	経済的な理由により産院などの分娩が難しい場合、指定病院(市内は市立ひらかた病院のみ)での分娩費用を助成する。	★				子ども総合相談センター
79	保育料の軽減	多子世帯等への経済的な負担軽減を図るため、国制度に基づき、保育所における保育料の軽減策を実施する。		★			保育幼稚園課

80	就学援助制度(再掲)	経済的理由により就学が困難な児童・生徒及び就学予定者の保護者に対し、学用品費等負担すべき費用について必要な援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施を図る。		★	★	学務課
81	幼児教育・保育の無償化	幼児教育の負担軽減を図る少子化対策、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の充実に向け、3~5歳児(0~2歳児は住民税非課税世帯)の保育料の無償化を行う。		★		保育幼稚園課
82	第2子以降の保育料の無償化及び保育所(園)・幼稚園等における給食費(副食費)の補助	平成30年9月から本市独自の第3子以降の保育料無償化を実施し、令和元年10月からは国における幼児教育・保育の無償化が実施され、加えて令和2年4月からさらなる子育て世帯への負担軽減を図るため、第2子以降の保育料無償化を実施する。それに伴い枚方市独自で無料化する対象児童についても国の無償化の対象者と同様に副食費を枚方市独自に徴収免除するため、施設へ副食費相当分を市独自の給付費として支払う。		★		子育て事業課 保育幼稚園課
83	生活困窮者自立支援制度に係る経済的支援	住居確保給付金の支給を行うことで、離職や自営業の廃業による住居を喪失、又はその恐れのある方に対して支援を実施。	★	★	★	生活福祉室

基本方向Ⅱ 子どもの生きる力と個性を育むまちづくり

施策目標3 子どもの生きる力を育む環境の整備

推進方向 3-(1) 幼児期の教育・保育の質の向上

番号	取り組み名	取り組み内容	対象者				所管課
			妊産婦	乳幼児	児童	生徒	
84	保育所(園)や幼稚園の老朽化対策	私立保育所(園)については、建替え又は大規模修繕の支援を行う。公立保育所については、「公立保育所リニューアルにおける基本的な考え方」に基づきリニューアルの実施や、「枚方市市有建築物保全計画」に基づき計画的に工事を行う。市立幼稚園については、「枚方市学校整備計画」に基づき計画的に工事を行う。		★			子育て事業課 子育て運営課 施設整備室 教育指導課 まなび舎整備室
85	幼保連携による公立施設の運営・配置の再構築	公立保育所・幼稚園の運営・配置のあり方について、少子化や保育需要の動向を見極めながら、幼保一体的な視点を持って、効果的・効率的な再構築を検討する。		★			子ども青少年政策課
86	公立就学前施設の民営化事業	公立の就学前施設について、効果的・効率的に子ども・子育て支援を充実するための財源確保等を図るため、幼保一体的な視点を持ちながら、民営化に取り組む。		★			子ども青少年政策課 子育て事業課
87	幼稚園教職員研修・研究実践	市立幼稚園において、幼児教育の課題解決に向けた研究、実践を行い、研究成果と課題を明確にするとともに、公私立幼稚園・保育所(園)の教職員がともに研修する機会を持つ。		★			教育指導課 教育研修課

88	公私立保育所(園) 合同研修会の推進	公立・私立保育所(園)等において、枚方市全体の保育の質向上を図るため、合同での研修会を行う。小規模保育施設、幼稚園教諭等との交流の機会を設け、共有化を図る。	★			子育て事業課 子育て運営課
----	-----------------------	--	---	--	--	------------------

推進方向 3-(2) 小学校教育への円滑な接続の推進

番号	取り組み名	取り組み内容	対象者				所管課
			妊 産 婦	乳 幼 児	児 童	生 徒	
89	保育所(園)・幼稚園・認定こども園・小学校交流会、合同研究会	幼児が小学校生活に期待が持てるよう、就学前に小学校の授業や給食体験を通じて小学生との交流の機会を持つ。また、幼児・児童の実態、教育内容や指導方法についての相互理解を深めるために、合同研修会等、保育士・保育教諭(認定こども園)・教諭等間の交流の機会を設ける。		★	★		子育て運営課 教育指導課

推進方向 3-(3) 豊かな心の育成の推進

番号	取り組み名	取り組み内容	対象者				所管課
			妊 産 婦	乳 幼 児	児 童	生 徒	
90	乳幼児と思春期の子ども達の交流の推進	中学校の体験学習や高校生ボランティアの受け入れなど、保育所(園)等の乳幼児と中学生・高校生の交流を通じて、保育所(園)等の役割や小さい子どもへの関わり方を学べる機会を設定し、次代を担う親としての意識形成を図る。		★		★	子育て運営課
91	職場体験学習の推進	職場体験学習等、地域の人材等を活用した進路にかかる啓発的な体験活動を積極的に取り入れ、働くことの意義や目的を深め、進んで働くとする意欲や態度等を育成するよう、指導の充実を図る。				★	児童生徒支援室
92	あいさつ活動及び読書活動の推進	大阪府「こころの再生」府民運動と連携し、PTAや地域とともに「あいさつ運動」など府民運動の趣旨を踏まえた取り組みを実施する。また、中学校区に学校司書を1名配置し、児童・生徒の読書活動の充実を図る。			★	★	教育指導課
93	スクールカウンセラー配置事業(中学校)(再掲)	中学校における相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラーを配置し、生徒や保護者の悩みや課題の解決に資する。また、中学校区の小学校に対しても、派遣を含めた柔軟な取り組みを展開する。				★	児童生徒支援室
94	心の教室相談員配置事業(小学校)(再掲)	小学校の相談体制の充実を図るため、「心の教室相談員」を配置し、児童や保護者の悩みや課題の解決に資する。			★		児童生徒支援室
95	子どもの笑顔守るコール事業(一般教育相談、いじめ専用)(再掲)	幼児・児童・生徒が抱える諸問題の解決や早期発見、早期対応を図るため、総合電話窓口「子どもの笑顔守るコール」(「いじめ専用ホットライン」と「教育安心ホットライン」)を設置し、電話による教育相談を実施する。		★	★	★	児童生徒支援室

推進方向 3-(4) 確かな学力と健やかな身体を育む環境の充実・向上

番号	取り組み名	取り組み内容	対象者				所管課
			妊 産 婦	乳 幼 児	児 童	生 徒	
96	学校ICT機器等の整備	児童・生徒に1人1台のタブレット型コンピュータを配備し、授業において活用することにより児童・生徒の学習への興味・関心を高めたり、プレゼン資料等を作成するなど、学びのツールとして活用する。また、ICT機器を活用した教育の充実を図るため、全小・中学校の授業用コンピュータ機器等の維持・管理を行うとともに、教員の授業におけるICT活用を推進する人的サポートや、周辺機器の環境整備を行う。			★	★	教育政策課 教育指導課
97	放課後自習教室事業(再掲)	児童・生徒の学習意欲を高め、学力の向上を図るために、中学校では全学年を対象とした放課後学習教室を週1回開室する。また、中学3年生を対象に受験対策を中心とした夏季集中学習教室を5日間開室する。小学校においても週1回放課後自習教室を開室する。			★	★	教育指導課
98	家庭教育支援事業	家庭は子どもの人格形成にとって大きな影響を及ぼすため、親のあり方や子育てについての講座開催、子育て中の親同士や先輩の親との交流が促進される講座などを開催し、家庭教育を支援する。	★	★	★	★	社会教育課
99	コミュニティ・スクール推進事業	各小学校において、学校運営への必要な支援に関して協議し、その実施に向け、保護者及び地域住民等の参画促進や連携強化を図ることにより「地域とともににある学校づくり」を推進する。			★		教育指導課
100	学校教育自己診断	各小・中学校及び幼稚園において、教育活動や学校運営の状況について、学校教育自己診断を行い、その結果を学校教育改善のために役立てる。		★	★	★	教育指導課
101	「性」に関する学習	各学校の保健の授業等において、子どもの発達段階に応じ、保護者の理解を得ながら学習を進めていく。			★	★	教育指導課
102	薬物乱用防止教室・非行防止教室(再掲)	飲酒や喫煙、シンナー等の薬物乱用や出会い系サイトに係る被害及び非行について、保健所や警察等の関係機関との連携による薬物乱用・非行防止のための教室を開催し、予防教育を推進する。				★	児童生徒支援室

推進方向 3-(5) 食育の推進

番号	取り組み名	取り組み内容	対象者				所管課
			妊 産 婦	乳 幼 児	児 童	生 徒	
103	食育推進事業(再掲)	市民一人ひとりが、「食」に関する知識と判断力を身に付け、健全な食生活を実践することを目的に、「第3次枚方市食育推進計画」に基づき、関係機関・団体と連携を図りながら、食育の推進に取り組む。	★	★	★	★	健康総務課
104	ひらかた食育カーニバルの開催	栄養バランスや地産地消・伝統食など食に関わるさまざまな分野について、子どもやその保護者が楽しく体験しながら学べるよう、関係機関・団体と連携し、カーニバルを開催する。	★	★	★	★	健康総務課

105	健康づくり推進事業 (再掲)	健康づくりボランティアを中心に、生涯学習市民センターなどを活動場所とし、健康料理教室や健康講座を実施する。	★	★	★	★	保健センター
106	母子健康教育事業 (再掲)	マタニティスクールにおいて、妊娠時期から家庭の食生活の大しさを伝える講義や調理実習を実施し、離乳食・幼児食講習会では、子どもの食生活の基本は、家族の食生活であることを講義で伝える。	★	★			保健センター
107	母子健康相談事業 (再掲)	妊産婦及び乳幼児の保護者を対象に、健全な食生活が営めるよう、保健師・栄養士などが健康相談を実施する。乳幼児健康相談では、生涯学習市民センター等身近な地域において身体計測や保健師・栄養士・歯科衛生士による保健指導を行う。また、個別相談において心理相談員が予約制で個別の発達相談を実施する。	★	★			保健センター
108	母子訪問指導事業 (養育支援訪問事業に含む) (再掲)	家庭訪問により、妊産婦及び乳幼児の保護者の子育てに関する相談に応じ、子どもに対する理解を深め、疾病の予防や母と子どもの健康の保持増進に努める。また、地域で孤立している母親の育児不安の解消などに対して、生活の場である家庭でよりていねいな個別支援を行うことで、安心して健全な子育てができるよう支援する。周産期からのハイリスク母子を確実に把握し、早期より予防的に支援を開始する対策を充実させるために、医療機関等関係機関との連携を図る。	★	★			保健センター
109	公私立保育所(園) 等・幼稚園における 食育の推進	公私立保育所(園)における食育の推進を図り、入所児童や保護者、保育士等の「食」に対する意識を高める。		★			子育て運営課
110	学校給食充実事業	老朽化が進む小学校給食調理場の計画的な更新整備と全員給食による中学給食の充実に向け取り組む。			★	★	おいしい給食課

推進方向 3-(6) 障害のある子ども等への支援の充実

番号	取り組み名	取り組み内容	対象者				所管課
			妊産婦	乳幼児	児童	生徒	
111	障害児等関係機関連絡会議	障害児及び健診等でフォローが必要とされた児童等並びにその家族が抱えるさまざまな問題の早期解決と、障害児等が地域でいきいきと生活できる環境づくりの推進のため、関係機関それぞれが効果的な施策の推進を目的として、「枚方市障害児等関係機関連絡会議」を毎月定期的に開催する。		★	★	★	子ども総合相談センター
112	医療的ケア児等支援連絡会議	枚方市における人工呼吸器を装着している障害児や、その他の日常生活を営むため医療依存度の高い状態にある障害児等とその家族(医療的ケア児等)を地域で支えられるようにするために、医療・保健・教育・保育・福祉を担当する各機関が、地域の課題や対策について意見交換や情報共有を図り、効果的に施策の推進を図る。		★	★	★	障害福祉室
113	障害児保育	公立保育所においては、各クラスに2人の障害児受け入れ枠を設けており、私立保育所(園)においても障害児と健常児の統合保育を実施する。		★			ひらかた子ども発達支援センター

114	障害児保育にかかる保育所巡回相談・保育相談・保育所等訪問支援	障害のある子ども等に対する保育の充実を図るために、公私立保育所(園)に出向いて巡回相談、保育相談を行い、保育士や保護者への支援を行う。		★		ひらかた子ども発達支援センター
115	支援教育学校園支援事業(幼稚園巡回相談等)	発達障害等に関する専門的な知識・技能を持つ専門家を学校に派遣し、教育的な支援を必要とする児童生徒への指導について、教職員に直接指導・助言する。また、幼稚園に専門家を派遣する巡回相談を実施し、教職員へ指導・助言を行い支援教育の充実を図るとともに、保護者からの相談に応じ、幼稚園と家庭との連携を図る。		★		児童生徒支援室
116	幼・小・中学校における支援教育	教職員が障害のある幼児・児童・生徒への理解を深めるとともに、保護者の意向を受け止め、十分な配慮のもとに、支援教育コーディネーター教員を中心とした全校的な支援体制を確立する。また、教職員の専門的知識や指導力の向上に努め、個別の指導計画及び個別の教育支援計画を作成して、個に応じた指導を充実させる。		★ ★	★	児童生徒支援室
117	障害児の地域療育	市立ひらかた子ども発達支援センターが持っている施設機能を生かし、障害のある子どもと親の不安や悩みを軽減するための療育相談や機能訓練などを行う。		★		ひらかた子ども発達支援センター
118	居宅介護	障害児の身体状況、家族状況等を聴き取り、介護の必要性を勘案の上、身体介護、家事援助等のサービスを提供する。		★ ★	★	障害福祉室
119	短期入所	障害児の身体状況、家族状況等を聴き取り、介護者が一時的に介護できなくなった場合に施設に短期的に滞在するサービスを提供する。		★ ★	★	障害福祉室
120	放課後等デイサービス	学校通学中の障害児の身体状況、家族状況等を聴き取り、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供する。			★ ★	障害福祉室
121	日中一時支援事業	障害児を日中において一時的に預かることにより、日中活動の場を提供し、排泄、食事の介護を行い、放課後の見守り等の支援を行う。		★ ★	★	障害福祉室
122	地域子育て支援事業	私立保育所(園)・認定こども園が保育を通じて蓄積している子どもの育ちや子育てに関する知識、技術等を生かし、地域の子育て家庭等に対し各種事業の実施を通じて必要な相談、指導、助言や気になる子どもへの支援等を行い、地域に密着した園として保育・子育て支援機能の一層の充実を図る。		★		子育て事業課
123	児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援	市立ひらかた子ども発達支援センターでは、日常生活での基本的な動作や知識・技術を学習し、集団生活に適応できるよう、専門的な保育・療育を提供する通所支援を行う。 また、重度の障害児で、通所支援を受けるために外出することが困難な児童に対して、居宅を訪問し、生活向上のために必要な訓練等を行う居宅訪問型児童発達支援を行う。		★		ひらかた子ども発達支援センター
124	身体障害児及び長期療養児等療育指導事業	身体障害児及び長期療養児に対し、医師など専門職による健康診査及び相談を行う。また、在宅指導が必要な児に対して、保健師等が訪問指導を行い、相談に応じる。		★ ★	★	保健センター

I25	障害児福祉手当	重度の障害のために、日常生活において常時の介護を要する在宅の20歳未満の人を対象に手当を支給する。(所得制限等あり)	★	★	★	障害福祉室
I26	特別児童扶養手当	20歳未満で、政令で規定する障害のある児童を養育している父、母、又は養育者に対して手当を支給する。(所得制限あり)		★	★	年金児童手当課
I27	重度障害者医療費助成事業	身体・知的・精神障害や重度の難病等、重度障害と認定を受けている者に対し、入通院、訪問看護等の保険診療に係る自己負担分の一部を助成する。(所得制限あり)	★	★	★	医療助成課
I28	障害児通所支援事業 (児童福祉法に基づく児童通所支援給付)	障害児の身体状況、家族状況等を聞き取りし、必要な療育及び運動機能等の低下防止とともに家族の療育技術習得等のサービスを提供する。学校通学中の障害児を対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供する。保育所や学校等に支援員が訪問し、当該施設に通う障害児に対し、集団生活適応のための専門的な支援等を行う。		★	★	障害福祉室
I29	放課後児童健全育成事業(留守家庭児童会室事業)	保護者の就労等により保育を必要とする小学生児童の放課後の遊び、生活の場を提供し、その健全育成を図ることを目的に、全45小学校で実施する。また、平成30年度からは全学年の児童を受入れており、障害のある子どもへの支援の充実にも引き続き努めていく。		★		放課後子ども課
I30	乳幼児健康診査(再掲)	乳幼児に対して、各時期に健康診査を行うほか、新生児聴覚検査については費用助成を行い、疾病や障害の早期発見・早期対応を図り、その保護者に対して子育てに関する相談・保健指導を行う。また、児童虐待の予防と早期発見に努め、必要に応じ関係機関との連携を図る。保健センターでの集団健診と府内医療機関での個別健診を実施。健診の未受診児に対して、再通知や家庭訪問等を実施し、受診率の向上や未受診児の把握に努める。経過観察の必要な場合は、小児神経科医や児童精神科医等による二次健診を行う。		★		保健センター
I31	乳幼児健康診査事後指導等事業(親子教室事業)	乳幼児健診や母子健康相談などから把握され、個別発達相談を通して継続して支援が必要と思われる子どもと保護者を対象に実施する。子どもの年齢や発達的な特徴からグループ分けを行い、週に1回程度親子で通室する。各グループの特徴に応じて、設定保育やグループワーク、学習会を行う。		★		保健センター
I32	母子健康相談事業(再掲)	妊娠婦及び乳幼児の保護者を対象に、健全な食生活が営めるよう、保健師、栄養士などが健康相談を実施する。乳幼児健康相談では、生涯学習市民センター等身近な地域において身体計測や保健師・栄養士・歯科衛生士による保健指導を行う。また、個別相談において心理相談員が予約制で個別の発達相談を実施する。	★	★		保健センター

施策目標4 子どもの個性や創造性を育む環境の整備

推進方向 4-(1) 子どもの居場所づくりの推進

番号	取り組み名	取り組み内容	対象者				所管課
			妊産婦	乳幼児	児童	生徒	
133	学校園施設の提供	地域の身近な施設である市立小学校・中学校・幼稚園の施設（運動場、体育館、特別教室、園庭、遊戯室）を学校園運営に支障のない範囲において、体育活動や文化活動等の場として提供することにより、子ども達の居場所づくりに寄与する。			★	★	学校規模調整課
134	公園等の整備（遊具設置等）	誰もが生き生きのびのびと楽しく過ごすことができる安全・安心な公園へ整備を進めていくとともに、安全面に配慮した遊具や時計の設置を行う。	★	★	★	★	みち・みどり室
135	放課後子ども教室事業	児童の自主性や社会性等を育成するため、安全・安心な学校で、すべての児童が仲間とともに自由に遊べる環境（「3間」[時間・空間・仲間]）を整備する。			★		社会教育課
136	各生涯学習市民センターにおける子どもの居場所づくり	子どもたちが気軽に利用できるように、子どもコーナーやロビーの開放を行う。また、児童室等部屋の貸し出しについても、子どもの自主的なグループ活動の育成を図るため、利用しやすい体制を整える。			★	★	生涯学習課
137	香里団地の斜面緑地におけるプレーパーク事業	香里地区の斜面緑地において、子どもたちが創造や工夫により自ら遊びを作ることができるプレーパークを毎月1回開催し、プレーリーダーと一緒に地形や樹木、木竹やロープを利用して自分の責任で自由に遊ぶ機会を提供する。		★	★	★	みち・みどり室
138	枚方公園青少年センターにおける異年齢交流事業	自然教室、工作教室、囲碁教室、料理教室、フリーゼミナー、ユーススクエアにおける舞台・芸術鑑賞等の行事を通じて、仲間づくりをする機会や異年齢集団とのふれあいの場を提供する。		★	★	★	子ども青少年政策課
139	子ども会活動への支援	子ども会の安全な活動のために、全国子ども会安全共済（賠償責任保険）、大阪府こども会安全共済（賠償責任保険）の加入受付業務を行うとともに、加入子ども会に対して、全国や大阪府こども会育成連合会等の活動について、情報提供を行う。			★	★	子ども青少年政策課
140	枚方子どもいきいき広場事業	これから時代を担う子どもの「生きる力」を育んでいくことを目的として、土曜日の学校休業日に各小学校で実施団体が取り組む児童健全育成事業に対して、市が支援・助成を行う。			★		子ども青少年政策課
141	子どもの居場所づくり（子ども食堂）推進事業（再掲）	家で一人で食事をとる等の環境にある子どもに対し「食事の提供」を通じて居場所づくりに取り組む団体（NPO団体、地域団体等）に対し、その取り組みに必要な初期経費及び運営経費について補助金を交付する。		★	★	★	子ども青少年政策課

推進方向 4-(2) 子どものスポーツ活動の推進

番号	取り組み名	取り組み内容	対象者				所管課
			妊産婦	乳幼児	児童	生徒	
142	スポーツ少年団活動助成事業	枚方市スポーツ少年団本部に対して補助金を交付し各種大会の実施を支援する。(種目:野球・バレーボール・サッカー・少林寺拳法・日本拳法・空手道)。また、府・国主催大会等への選手の派遣を支援する。		★	★	★	スポーツ振興課
143	総合型地域スポーツクラブの活動支援	誰もが気軽に、さまざまな種目のスポーツを楽しみ、多世代にわたって、さまざまな人との交流を図る場として、地域住民が主体的に運営する総合型地域スポーツクラブ※の活動を支援する。※(公財)枚方体育協会が、初の総合型地域スポーツクラブとして、「ひらかたキングフィッシュヤーズスポーツクラブ」を設立(H16.4.1)。		★	★	★	スポーツ振興課
144	スポーツ推進委員活動	市内45小学校区や体育団体等から選出した委員を、スポーツ推進委員として委嘱する。校区体育祭を始めとする地域スポーツ活動の中心的な役割を担いさまざまな事業を実施するとともに、スポーツ推進委員協議会事業として子どもを対象にした各種事業を実施する。		★	★	★	スポーツ振興課
145	枚方子どもいきいき広場事業(再掲)	これから時代を担う子どもの「生きる力」を育んでいくことを目的として、土曜日の学校休業日に各小学校で実施団体が取り組む児童健全育成事業に対して、市が支援・助成を行う。			★		子ども青少年政策課
146	スポーツ指導者の育成及び研修	スポーツ少年団の指導者の指導技術向上のため、専門家を招へいして、研修会を年1回開催する。		★	★	★	スポーツ振興課
147	スポーツ教室・大会等の開催	総合スポーツセンター・渚市民体育館・伊加賀スポーツセンターで各種スポーツ教室を実施し、スポーツの日には「スポーツカーニバル」において体力測定、スポーツ活動の啓発等さまざまな方法で実施する。その他枚方市総合体育大会等も開催。		★	★	★	スポーツ振興課
148	小学生陸上競技大会	市内の小学校5・6年生を対象に市立陸上競技場において、陸上競技大会を行う。マスターの参加により、小学校間だけでなく、社会人との交流を図る。			★		教育指導課
149	小学生駅伝競走大会	市内の小学校5・6年生を対象に淀川河川公園枚方地区において、駅伝競走大会を行う。多数の児童が、競技を通じて他の学校の児童との交流を図る。			★		教育指導課
150	小学校体育施設開放事業	市内体育施設不足を補完し、誰もが気軽にスポーツを行えることを目的に市内45小学校の体育施設を土日祝日に開放する。			★	★	スポーツ振興課
151	トップアスリートとの交流の機会づくり	枚方市と連携協定を結ぶパナソニック パンサーズやFC TIAMO枚方による体験教室等を開催。			★	★	スポーツ振興課

推進方向 4-(3) 子どもの文化芸術活動の支援

番号	取り組み名	取り組み内容	対象者				所管課
			妊産婦	乳幼児	児童	生徒	
152	鑑賞機会の提供、創作発表機会の提供	子どもの主体性を生かした文化活動支援として「鑑賞機会」と「創作発表機会」の提供を一体的に捉える事業活動を展開し、枚方市少年少女合唱団や枚方公園青少年センター利用団体の発表の場を提供する。高校生バンドの発表の機会を提供する青年祭や照明・音響の講習会を開催する。		★	★	★	子ども青少年政策課
153	小学校合同音楽会	小学校合同音楽会を実施し、日頃の音楽科における教育活動の一端を発表することにより、保護者や市民の理解を深める機会とする。			★		教育指導課
154	小・中学生絵画コンクール	市民ギャラリーにおいて、枚方市内在住・在学の小・中学生を対象に自由に描いた作品を公募し、コンクールを開催する。		★	★		生涯学習課
155	枚方子どもいきいき広場事業(再掲)	これから時代を担う子どもの「生きる力」を育んでいくことを目的として、土曜日の学校休業日に各小学校で実施団体が取り組む児童健全育成事業に対して、市が支援・助成を行う。			★		子ども青少年政策課
156	子ども読書活動推進事業	子ども向けに定期的なおはなし会や各種行事を開催するとともに、読書ボランティアの養成講座の開催等、子どもの読書に関わる大人に対する支援を行う。	★	★	★		中央図書館
157	学校図書館教育の充実	市立図書館と連携しながら、司書教諭・学校司書を中心に「読書センター」と「学習・情報センター」としての学校図書館の充実を図る。		★	★		教育指導課
158	保育所(園)ふれあい体験&枚方版ブックスタート事業	生後5~8ヶ月頃と1歳の誕生日月の計2回、親子で住所地近くの保育所(園)等を訪問してもらい、保育所(園)等では、入所児童・他の親子・地域の人々との交流、保育士による育児のアドバイス・育児相談などを通じて、親子の育ちを支援する。あわせて、1歳の誕生日には、絵本の読み聞かせと絵本をプレゼント(枚方版ブックスタート事業)をする。		★			子育て事業課
159	ふれあいルーム事業	市立図書館の集会室等において、親子の交流の場であり、本とのふれあいの場でもある「ふれあいルーム」を市民グループの運営により実施する。	★				子育て事業課
160	学校図書館支援事業	教育指導課と連携しながら学校司書への人的・技術的支援を行うとともに、市内小・中学校へ市立図書館資料を提供して学校図書館の機能充実を支援する。		★	★		中央図書館
161	子どもに本を届ける事業	本との出会いを通して子どもたちの夢や未来への希望を育むために「枚方子どもに本を届ける基金」を活用して子どもの本を購入し、学校や保育所(園)・幼稚園・地域の子育て団体等に届ける。	★	★	★		中央図書館

推進方向 4-(4) 子どもの国内外交流の推進

番号	取り組み名	取り組み内容	対象者				所管課
			妊 産 婦	乳 幼 児	児 童	生 徒	
162	友好都市間での子どもたちの交流事業	別海町と夏休み期間中に双方の中学生を隔年で派遣(受入)して、宿泊を通じて交流を図る「少年少女ふれあいの翼」を実施。				★	産業文化政策課
163	学校園日中等交流推進事業	上海市長寧区との友好都市締結後、相互の理解と信頼を深めるため児童書画展の相互開催に取り組んでいる。枚方市立学校園で組織される国際交流推進協議会を通して交流を深める。		★	★	★	教育指導課
164	英語教育指導助手の配置	英語を使った体験的な学習を通し、英語で積極的にコミュニケーションを図る資質や能力を育成するため、全小学校にJTE及びNETを全中学校にNETを配置する。		★	★		教育指導課
165	外部検定試験の活用	英語の4技能をバランス良く育成するために中学校第2学年全生徒を対象に実施する。その結果を分析し、授業改善と個に応じた指導及び生徒の学習意欲の向上に活用する。				★	教育指導課

推進方向 4-(5) 子どもの社会的活動の推進

番号	取り組み名	取り組み内容	対象者				所管課
			妊 産 婦	乳 幼 児	児 童	生 徒	
166	枚方子どもいきいき広場事業(再掲)	これから時代を担う子どもの「生きる力」を育んでいくことを目的として、土曜日の学校休業日に各小学校で実施団体が取り組む児童健全育成事業に対して、市が支援・助成を行う。			★		子ども青少年政策課
167	保育所(園)・幼稚園における世代間交流事業	園児が地域の老人ホームなどを訪問したり、地域のお年寄りを園行事に招待するなど、高齢者との交流を図る。		★			子育て運営課 教育指導課
168	小学生ボランティア体験学習	各学校の教育課程の中で、総合的な学習の時間、特別活動等を活用しながら、高齢者福祉施設の訪問・交流、手話の交流学習会等ボランティア教育の機会を持つ。			★		教育指導課
169	枚方市こども夢基金	子どもたちの夢を育む教育や子育てにかかる事業を支援するために、「枚方市こども夢基金」を活用する。	★	★	★	★	企画課
170	青少年健全育成市民啓発事業	枚方市青少年育成指導員連絡協議会との共催で、青少年の健全育成に寄与することを目的とした講演会などを行う。			★	★	子ども青少年政策課
171	子ども大学探検隊	市内5大学と連携して、市内の小学生(高学年)を対象に大学の施設見学や講義体験をする。			★		生涯学習課

推進方向 4-(6) 子どもに身近な自然環境の保全と環境教育の推進

番号	取り組み名	取り組み内容	対象者				所管課
			妊 産 婦	乳 幼 児	児 童	生 徒	
172	自然観察会	環境教育の一環として市内在住の小学生以下の児童を対象に、専門講師を迎えて、自然観察会(昆虫・魚・植物)を実施する。		★	★		環境保全課
173	緑のカーテン事業	市内学校園及び保育所において、緑のカーテン事業を支援・推進する。		★	★	★	環境保全課
174	エコライフ推進事業	年間を通じ、より多くの市民に環境保全や地球温暖化防止等の啓発を実施する。		★	★	★	環境保全課
175	緑のじゅうたん事業	枚方市学習環境整備PFI事業等として校庭の一部を芝生化し、環境保全に対する児童・生徒の興味・関心を高め、環境教育を推進する。			★	★	教育指導課
176	学校版環境マネジメントシステム(S-EMS)	枚方市S-EMS環境方針に基づき、幼稚園・小学校・中学校において、教職員が率先して環境保全に取り組み、環境教育を推進し、環境に配慮した行動がとれる児童・生徒を育てる。		★	★	★	環境保全課 教育指導課
177	子ども版環境家計簿	環境保全都市の実現を目指し、一人ひとりの環境に対する意識を高めるため、地球温暖化防止に役立つ環境家計簿の普及を目指す。平成19年度からは子ども版の環境家計簿「ひらかたみんなのエコライフうしんぽ」を作成し、応募のあった市内の小学校高学年を中心配布している。			★		環境保全課
178	環境学習	幼・保・小・中・高校をはじめ市民グループ、自治会などの集まりで説明を行い、本市のごみの現状やごみ減量に関する認識を深めてもらう。		★	★	★	減量業務室
179	環境ポスターコンクール	小・中学生を対象に環境に関するメッセージが入ったポスターを募集することで、環境についての関心と理解を深めてもらい、各家庭でも積極的に取り組むきっかけをしてもらう。優秀作品は11月に開催するごみ減量フェアで展示・表彰する予定。			★	★	減量業務室

基本方向Ⅲ 子どもを安心して生み育てることができるまちづくり

施策目標5 子育て家庭にやさしい安全・安心なまちづくりの推進

推進方向 5-(1) 妊娠・出産・子育て期の健康づくりへの支援

番号	取り組み名	取り組み内容	対象者				所管課
			妊 産 婦	乳 幼 児	児 童	生 徒	
180	妊娠婦健康診査事業、妊娠婦歯科健康診査事業	妊娠婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産・育児ができる体制を確保するため、妊娠健診・産婦健診・妊娠婦歯科健診の費用助成を行う。	★				保健センター

181	母子訪問指導事業 (養育支援訪問事業に含む)(再掲)	家庭訪問により、妊娠婦及び乳幼児の保護者の子育てに関する相談に応じ、子どもに対する理解を深め、疾病の予防や母と子どもの健康の保持増進に努める。また、地域で孤立している母親の育児不安の解消などに対して、生活の場である家庭でよりていねいな個別支援を行うことで、安心して健全な子育てができるよう支援する。周産期からのハイリスク母子を確実に把握し、早期より予防的に支援を開始する対策を充実させるために、医療機関等関係機関との連携を図る。	★	★		保健センター
182	助産制度(再掲)	経済的な理由により産院などの分娩が難しい場合、指定病院での分娩費用を助成する。	★			子ども総合相談センター
183	母子健康教育事業 (再掲)	マタニティスクールにおいて、妊娠時期から家庭の食生活の大さを伝える講義や調理実習を実施し、離乳食・幼児食講習会では、子どもの食生活の基本は、家族の食生活であることを講義で伝える。	★			保健センター
184	産後ケア事業(産後ママ安心ケアサービス)	産後の心身ともに不安定な時期に、家族からの支援が受けられない等で支援が必要な母子を対象に、市内産科医療機関と助産所でショートステイ(宿泊型)、デイサービス(日帰り型)を実施し、助産師等による心身のケア・休養や育児に関する相談を行う。利用に際しては、保健センターに配置した母子保健コーディネーターが妊娠婦等の相談を行い、産後ケア事業やその他の必要な支援につなげる。	★			保健センター
185	特定不妊治療費用補助金交付事業	子どもの出生を望んでいるにもかかわらず、特定不妊治療以外の治療法では妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に診断されている人に対して、指定医療機関で特定不妊治療に要した費用を助成する。(限度額及び所得制限あり)	★			医療助成課 保健予防課
186	不育症治療費用補助金交付事業	妊娠はしても流産や死産などを繰り返し、医療機関で不育症治療の必要があると診断された人に対して、不育症の検査及び治療に要した費用を助成する。(限度額あり)	★			医療助成課 保健予防課
187	予防接種事業	予防接種法に基づき、B型肝炎、ヒブ・小児用肺炎球菌・BCG・ポリオ・麻疹・風しん・MR・3種混合・4種混合・水痘・2種混合・日本脳炎・ロタ(令和2年10月から)・子宮頸がん予防接種を実施。また19歳以上の妊娠を予定している女性、妊娠を希望する女性の配偶者、妊娠の配偶者を対象に「風しん対策」として風しん抗体検査費用の全額と予防接種費用の一部を助成する。昭和37年4月2日～昭和54年4月1日の間に生まれた男性に対し、風しん抗体検査・予防接種を公費で行う。(2019年4月～2022年3月までの3年間) さまざまな機会を捉えて、予防接種の普及・啓発と接種率向上に向けた取り組みを行う。また、既に受けた定期予防接種で得た免疫を、治療により失った子どもへの再接種費用助成を行う。	★	★	★	保健センター
188	子育て応援アプリ「スマイル☆ひらかたっ子」を活用した情報発信	子育て世代が気軽にかつ必要なときに情報が入手できるよう、スマートフォンの機能を活用したアプリにより、子どもの年齢や居住地域に応じた子育てイベントや健診などの情報をきめ細やかに発信する。また、アプリの予防接種スケジュールの自動管理機能を活用することで、予防接種の受け忘れの防止や、スケジュール管理の負担軽減につなげる。	★			子育て事業課

189	ひらかた健康ほっとイン24	子育てや出産、健康、医療に関する電話相談窓口を設置。医師、看護師等が相談に応じる。24時間・365日対応。	★	★	★	★	保健企画課
190	乳幼児健康診査(再掲)	乳幼児に対して、各時期に健康診査を行うほか、新生児聴覚検査については費用助成を行い、疾病や障害の早期発見・早期対応を図り、その保護者に対して子育てに関する相談・保健指導を行う。また、児童虐待の予防と早期発見に努め、必要に応じ関係機関との連携を図る。保健センターでの集団健診と府内医療機関での個別健診を実施。健診の未受診児に対して、再通知や家庭訪問等を実施し、受診率の向上や未受診児の把握に努める。経過観察の必要な場合は、小児神経科医や児童精神科医等による二次健診を行う。		★			保健センター
191	成人歯科保健事業 (1歳6か月児健康診査・2歳6か月児歯科健康診査時)	保健センターにおける1歳6か月児健康診査及び2歳6か月児歯科健康診査の際、その保護者を対象に歯科医師による歯科健診及び歯科衛生士による歯科保健指導を行い、子どもを含めた家族全体の歯科保健の知識の普及・啓発を図る。必要に応じて、歯科衛生士が電話にてフォローを実施する。	★	★			保健センター
192	母子保健推進連絡会運営事務	母子保健施策の充実・強化及びこれらの施策の総合的かつ効果的な推進を目的とし、関係機関・団体との意見交換や重要事項の連絡又は関係団体間との連絡調整を図るために実施する。	★	★			保健センター
193	乳幼児健康診査事後指導等事業(親子教室事業)(再掲)	乳幼児健診や母子健康相談などから把握され、個別発達相談を通して継続して支援が必要と思われる子どもと保護者を対象に実施する。子どもの年齢や発達的な特徴からグループ分けを行い、週に1回程度親子で通室する。各グループの特徴に応じて、設定保育やグループワーク、学習会を行う。		★			保健センター

推進方向 5-(2) 子どもへの医療対策の充実

番号	取り組み名	取り組み内容	対象者				所管課
			妊産婦	乳幼児	児童	生徒	
194	枚方休日急病診療所運営事業	休日の急病に対応するため、休日(土曜夜間、日曜、祝日、年末年始)の小児科・内科診療を行う。	★	★	★	★	健康総務課
195	北河内夜間救急センター運営事業	子どもの夜間の急病に対応するため、365日夜間(診療時間:午後9時~翌午前6時)の小児科(対象:中学3年生まで)診療を行う。		★	★	★	健康総務課
196	小児科救急診療(市立ひらかた病院)	1年365日、24時間体制で小児救急搬送と二次後送の受け入れを行う。		★	★	★	市立ひらかた病院
197	子ども医療費助成事業(再掲)	0歳から中学校までの子どもの医療費の一部について助成を行う。高校生までの拡大については、財源確保に努める。		★	★	★	医療助成課
198	ひとり親家庭医療費助成事業(再掲)	ひとり親家庭等の父又は母や養育者とその養育する児童に対して、その児童が18歳に達した日以後における最初の3月31日までの間、その児童とその親等に関する入通院、訪問看護等の保険診療に係る自己負担分の一部を助成する。(所得制限あり)		★	★	★	医療助成課
199	未熟児養育医療給付事業(再掲)	入院治療を必要とする未熟児に対し、入院費の一部を助成する。		★			医療助成課

200	小児慢性特定疾病医療費助成制度(再掲)	小児慢性特定疾病で治療が必要な子どもに対し、医療費の一部を助成する。	★	★	★	医療助成課 保健予防課
-----	---------------------	------------------------------------	---	---	---	----------------

推進方向 5-(3) ひとり親家庭の自立支援

番号	取り組み名	取り組み内容	対象者				所管課
			妊産婦	乳幼児	児童	生徒	
201	母子・父子自立支援員による相談支援事業(再掲)	ひとり親家庭等の自立を支援するため、母子・父子自立支援員を配置し、生活の安定や自立のための各種相談、貸付事務等を行い、必要に応じて他の支援機関につなげることにより、ひとり親家庭等の総合的・包括的な支援を行う。	★				子ども総合相談センター
202	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金(再掲)	ひとり親家庭の母又は父の就業・自立に向けて、自立支援教育訓練給付金制度を実施し、就業面における支援を行う。	★				子ども総合相談センター
203	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金(再掲)	ひとり親家庭の母又は父の就業・自立に向けて、高等職業訓練促進給付金制度を実施し、就業面における支援を行う。	★				子ども総合相談センター
204	ひとり親家庭ファミリーサポートセンター利用支援事業	ひとり親家庭に対して、ファミリーサポートセンターの利用料金を助成することで利用を促し、保護者の精神的、身体的、経済的負担を軽減する。	★	★	★		子ども総合相談センター
205	母子生活支援施設入所	18歳未満の子どもを養育している母が、配偶者からの暴力等さまざまな事情により、養育が困難な場合、母子ともに安全で安定した生活を送れるよう保護し、その自立促進のため生活を支援することで、母子の福祉を図る。	★	★	★	★	子ども総合相談センター
206	市営住宅におけるひとり親世帯等への入居募集の実施と府営住宅の案内	市営住宅に空き家が生じた場合はその都度、高齢者・障害者・ひとり親等の福祉世帯向けとして募集する。また、府営住宅の募集に係る案内を行う。	★	★	★	★	資産活用課 福祉総務課
207	ひとり親家庭等日常生活支援事業	母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦が、疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣し生活援助や子育て支援を行う。	★	★	★		子ども総合相談センター
208	法律相談の実施	離婚や養育費に関することなど、日常生活での困りごとにについて、弁護士、認定司法書士による法律相談を実施する。また、ひとり親家庭の生活の安定を図るために養育費の確保や面会交流等、女性を対象とした弁護士による法律相談を実施する。	★	★	★		広聴相談課 人権政策室
209	児童扶養手当(再掲)	離婚等によるひとり親家庭等で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で政令で定める程度の障害にある者を監護する母、父又は養育者に対して支給する。(所得制限あり)			★	★	年金児童手当課
210	ひとり親家庭医療費助成事業(再掲)	ひとり親家庭等の父又は母や養育者とその養育する児童に対して、その児童が18歳に達した日以後における最初の3月31日までの間、その児童とその親等に関する入通院、訪問看護等の保険診療に係る自己負担分の一部を助成する。(所得制限あり)		★	★	★	医療助成課

211	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子家庭、父子家庭及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な貸付を行うことにより経済的自立の助成・生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童等の福祉の増進を図る。	★		★	子ども総合相談センター
-----	----------------	---	---	--	---	-------------

推進方向 5-(4) 安全・安心に子育てできる生活環境の整備

番号	取り組み名	取り組み内容	対象者				所管課
			妊産婦	乳幼児	児童	生徒	
212	公共施設などのバリアフリー化等の推進	民間事業者によって不特定多数の人が利用する施設を新築・増築する際に「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づき事前協議を行い、整備の拡充に向けて指導・啓発を行う。また、公共施設の整備を進めるにあたっては、「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づく設計・施工等を行う。	★	★	★	★	施設整備室 開発審査課
213	交通安全施設整備・生活ゾーン交通安全対策事業	通学路や未就学児の移動経路に関わる交通安全面の向上を図るために、歩道柵、車止め、区画線等の交通安全施設の整備を推進する。また、信号交差点の歩道への車両乗り上げ防止などの安全対策に取り組む。		★	★	★	交通対策課
214	防犯カメラの設置と管理	通学路など市内各所において防犯カメラを設置・運用することにより、街頭犯罪の未然防止及び犯罪発生時の迅速な対応等を行う。	★	★	★	★	危機管理室
215	公園等の整備(遊具設置等)(再掲)	誰もが生き生きのびのびと楽しく過ごすことができる安全・安心な公園へ整備を進めていくとともに、安全面に配慮した遊具や時計の設置を行う。	★	★	★	★	みち・みどり室
216	保育所、幼稚園、小学校における交通安全教育	交通安全の実技指導や交通安全映画等を通じて、交通安全意識の向上及び交通事故の減少を目的として、保育所(園)、認定こども園、幼稚園、小学校を対象に交通安全教室を実施する。		★	★	★	交通対策課
217	地域安心安全情報ネットワーク事業(ひらかた安全安心メール)	地域の安全・安心を確保するため、登録された市民のパソコンや携帯電話に不審者情報や災害情報等の緊急情報をリアルタイムにメール配信し、地域における安全・安心情報の共有化を図る。	★	★	★	★	危機管理室
218	こども110番の家設置促進事業	児童を対象とした事件が多発する中で、安心して暮らせる環境を確保するため、子どもたちが下校途中などに危険な目に遭遇した時に助けを求めて飛び込める「こども110番の家」の設置を青少年育成指導員連絡協議会等を通じて推進する。また、大阪府や事業者と連携し、自動車等による「動くこども110番」や「こども110番の店」などの拡大に対して協力していく。			★	★	子ども青少年政策課
219	青色防犯パトロール事業	多発する子どもや学校を狙った犯罪をはじめ、ひったくり等の街頭犯罪を未然に抑止するため、職員が青色回転灯を装備した公用車(青色防犯パトロールカー)で巡回パトロールを行う。また、校区コミュニティ協議会等における青色防犯パトロールを推進する。	★	★	★	★	危機管理室
220	青少年の健全育成事業(再掲)	青少年育成指導員が地域での青少年問題に関する相談活動、街頭における青少年の指導、啓発・広報活動、有害図書等の販売調査や大阪府の立ち入り調査への協力を実行する。			★	★	子ども青少年政策課

221	不慮の事故防止に関する情報提供及び教育	妊娠届出時に配付する母子健康手帳副読本や乳幼児健診で配布するパンフレット、保健センターにおいて開設している事故予防啓発展示ルーム等を活用し、事故予防に関する情報を提供する。また、乳幼児健診や地域で実施する健康教育において事故予防の啓発を行うなど、保健センターの各種事業を通じて事故予防に関する情報提供と啓発に努める。	★	★			保健センター
222	AED(自動体外式除細動器)管理運営事業	学校園において、AED(自動体外式除細動器)を必要な時に活用できるよう適切な管理及び教職員の救急救命講習の実施を推進する。		★	★	★	学務課 児童生徒支援室

推進方向 5-(5) 外国籍の子ども等への支援

番号	取り組み名	取り組み内容	対象者				所管課
			妊産婦	乳幼児	児童	生徒	
223	帰国児童等に対する教育指導員派遣事業	小・中学校においては、日本語及び教科の学習支援や学校生活における相談を行う教育指導員を派遣し、一人ひとりの状況に応じた支援を行う。			★	★	児童生徒支援室
224	多文化共生教育研究事業	市立学校園における人権教育の推進を図るため、多文化共生教育推進研究事業を実施する。			★	★	児童生徒支援室
225	日本語・多文化共生教室	日本語の読み書きや話すことに支障があるため、日常生活に困難を有する人に対し、学習の場を提供することを目的として、6か所の生涯学習市民センターにて「枚方市日本語・多文化共生教室」を開催する。	★	★	★	★	社会教育課

施策目標6 地域における子育ての相談・支援

推進方向 6-(1) 子育てに関する相談体制の充実

番号	取り組み名	取り組み内容	対象者				所管課
			妊産婦	乳幼児	児童	生徒	
226	母子健康相談事業(再掲)	妊産婦及び乳幼児の保護者を対象に、健全な食生活が営めるよう、保健師、栄養士などが健康相談を実施する。乳幼児健康相談では、生涯学習市民センター等身近な地域において身体計測や保健師・栄養士・歯科衛生士による保健指導を行う。また、個別相談において心理相談員が予約制で個別の発達相談を実施する。	★	★			保健センター
227	子育て世代包括支援センターの設置	母子保健に関する専門知識を有する保健師等が妊娠・出産・育児・健康に関する各種の相談に対し、家庭訪問や相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制を構築する。	★	★			保健センター
228	ひらかた健康ほっとライン24(再掲)	子育てや出産、健康、医療に関する電話相談窓口を設置。医師、看護師等が相談に応じる。24時間・365日対応。	★	★	★	★	保健企画課
229	育児相談事業(再掲)	保育所(園)や幼稚園、認定こども園において、地域の子育て中の保護者からの育児に関する相談に対し、各施設の職員が相談に応じる。		★			子育て事業課 子育て運営課

230	こんにちは赤ちゃん事業	生後4ヶ月までの乳児のいるすべての世帯(保健センターによる新生児訪問実施世帯を除く。)を訪問し、子育て支援サービスの情報提供等を行う。	★			子育て事業課
231	母子訪問指導事業 (養育支援訪問事業に含む)(再掲)	家庭訪問により、妊娠婦及び乳幼児の保護者の子育てに関する相談に応じ、子どもに対する理解を深め、疾病の予防や母と子どもの健康の保持増進に努める。また、地域で孤立している母親の育児不安の解消などに対して、生活の場である家庭でよりていねいな個別支援を行うことで、安心して健全な子育てができるよう支援する。周産期からのハイリスク母子を確実に把握し、早期より予防的に支援を開始する対策を充実させるために、医療機関等関係機関との連携を図る。	★	★		保健センター
232	育児支援家事援助事業(養育支援訪問事業に含む)(再掲)	育児支援が必要な家庭や育児困難な家庭に対し、訪問によって育児や家事援助を実施することによって家庭での安定した養育環境を目指す。	★			子ども総合相談センター
233	未熟児等の保健事業	出生体重2500g未満の児に対して訪問指導等を実施する。また、未熟児を養育する保護者が有する育児不安の解消などのために「未熟児教室」を開催する。あわせて、未熟児養育医療給付事業[再掲]を実施する。	★			医療助成課 保健センター
234	家庭児童相談事業 (再掲)	18歳までの子どもと家族のさまざまな相談に、子ども総合相談センターの専門相談員が対応し、カウンセリングやプレイセラピーなどを行う。児童虐待等子どもに関する問題の増加や複雑化等から、体制の充実及び専門的技術の向上を図る。	★	★	★	子ども総合相談センター
235	土日・夜間電話相談事業	特にひとり親などが比較的時間に余裕のある夜間、休日に気軽に子育て等に関する相談ができ、適切なアドバイスを得られるように、土日・夜間の電話による相談事業を委託実施する。(地域子育て支援拠点事業と合わせて実施)	★	★	★	子ども総合相談センター
236	心の教室相談員配置事業(小学校)(再掲)	小学校の相談体制の充実を図るために、「心の教室相談員」を配置し、児童や保護者の悩みや課題の解決に資する。		★		児童生徒支援室
237	スクールカウンセラー配置事業(中学校) (再掲)	中学校における相談体制の充実を図るために、スクールカウンセラーを配置し、生徒や保護者の悩みや課題の解決に資する。また、中学校校区の小学校に対しても、派遣を含めた柔軟な取り組みを展開する。			★	児童生徒支援室
238	子どもの笑顔守るコール事業(一般教育相談、いじめ専用) (再掲)	幼児・児童・生徒が抱える諸問題の解決や早期発見、早期対応を図るために、総合電話窓口「子どもの笑顔守るコール」「いじめ専用ホットライン」と「教育安心ホットライン」を設置し、電話による教育相談を実施する。	★	★	★	児童生徒支援室
239	教育相談事業(支援、一般、不登校) (再掲)	教育相談員を配置し、保護者や幼児・児童・生徒からの教育や学校生活上の問題に関する相談を受け、適切なアドバイスを行う。また、必要に応じて、面談による継続的なカウンセリングを実施する。	★	★	★	児童生徒支援室

240	ひきこもり等子ども・若者相談支援事業(再掲)	ひきこもり等子ども・若者相談支援センターにおいて、おおむね15歳から39歳までのひきこもり・ニート・不登校等の子ども・若者やその家族等の相談に応じ、継続して対応方法や社会的自立に向けた支援を進めるとともに、必要に応じて、枚方市子ども・若者支援地域協議会と連携し、適切な支援機関につなげるよう支援を行う。			★	子ども総合相談センター
241	青少年サポート事業(再掲)	悩み(いじめ、不登校、人間関係等)を抱える、あるいは、引きこもりの状態であるなど、青少年のさまざまな問題の早期解決に資するため、青少年や保護者が気軽に相談に行ける「青少年相談」やサポート講座を実施する。		★	★	子ども青少年政策課
242	障害者相談支援事業	市内6か所の事業所で、障害児に対する福祉サービスや社会資源の利用に関する相談、情報提供を行う。		★	★	障害福祉室
243	身体障害児及び長期療養児等療育指導事業(再掲)	身体障害児及び長期療養児に対し、医師など専門職による健康診査及び相談を行う。また、在宅指導が必要な児に対して、保健師等が訪問指導を行い、相談に応じる。		★	★	保健センター
244	医療的ケア児等コーディネーターの配置	医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期入院した後、退院後も引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たん吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障害児等(医療的ケア児等)が地域において必要な支援を受けながら安心して生活し続けることができるよう、多様化する医療的ケア児等のニーズを的確に把握し、関係機関との連携調整を行うための体制を整備し、きめ細やかで適切な支援につなぐため、それらをコーディネートする役割を果たす医療的ケア児等コーディネーターを配置する。		★	★	障害福祉室

推進方向 6-(2) 子育てに対する支援体制の充実

番号	取り組み名	取り組み内容	対象者				所管課
			妊産婦	乳幼児	児童	生徒	
245	ふれあいルーム事業(再掲)	市立図書館の集会室等において、親子の交流の場であり、本とのふれあいの場でもある「ふれあいルーム」を市民グループの運営により実施する。		★			子育て事業課
246	地域子育て支援拠点事業	公私立保育所(園)、サプリ村野、教育文化センター、ファミリーポートひらかたで実施している地域子育て支援拠点事業を、地域バランスを考慮しながら拡充する。		★			子育て事業課
247	私立幼稚園における預かり保育等の特色ある子育て支援	私立幼稚園において、預かり保育や未就園児親子登園、教育相談、カウンセリング等を実施し、特色ある子育て支援の充実を図る。		★			子育て事業課
248	幼稚園等幼児教育充実事業	幼稚園教育の充実と小学校への円滑な接続を図るため、幼稚園教育要領に基づいた特色ある幼児教育の取り組みの促進に向け、私立幼稚園及び認定こども園に対し、幼児教育充実事業として支援を行う。また、市立幼稚園において、地域の幼児教育センターとしての役割が果たせるよう、幼児に豊かな心を育む多様な体験の提供など取り組みの充実を図る。		★			子育て事業課 教育指導課

249	一時預かり事業（一般型・幼稚園型）	保護者の傷病や就労等に伴う緊急・一時的な保育需要及び育児疲れの解消等を目的とした利用や短時間就労により、保育が困難な児童の受け入れを実施し、保育所(園)等への入所を待つ待機児童の解消の一助とする。また、公私立幼稚園、認定こども園(1号)において、保護者の就労や傷病等により保育が困難な幼児の一時預かりを教育時間外に実施する。	★			子育て事業課 教育指導課
250	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	保護者の病気、出産、夜間勤務など家庭での子どもの養育が一時に困難な場合や育児不安や育児疲れ等のリフレッシュのために一時に子どもを児童養護施設等において預かり養育・保護を行う。平成16年度から市内に「ファミリーポートひらかた」が開設され、その他市外に利用可能な施設が7か所ある。	★	★		子ども総合相談センター
251	保護者の交流の場の設定	サブリ村野及び教育文化センターの子育て支援広場において、子育てサークルの紹介や、サークル活動の場を提供することにより、保護者の主体的な活動を支援する。	★			子育て事業課
252	地域子育て支援会議運営事業	地域子育て支援拠点を中心として「地域子育て支援会議」を運営し、保育所、保健センター、子ども家庭サポーター、主任児童委員等との連携を図り、子育て支援のネットワークの拡大を図る。	★			子育て事業課
253	総合的教育力活性化事業	中学校区を単位として地域教育協議会(すこやかネット)を設置し、学校・家庭・地域の協力により、フェスティバル、講演会、スポーツ大会、夜間パトロールを実施するなど、子どもの健全育成に努める。			★	児童生徒支援室
254	多胎児家庭育児支援の拡充	多胎児を養育している世帯に対し、多胎児が3歳に達する日の前日まで、ホームヘルパーの派遣やファミリーサポートセンターの利用料助成を行う。	★			子育て事業課

推進方向 6-(3) 子育てに関する適切な情報提供の推進

番号	取り組み名	取り組み内容	対象者				所管課
			妊産婦	乳幼児	児童	生徒	
255	子育て応援アプリ「スマイル☆ひらかた子」を活用した情報発信(再掲)	子育て世代が気軽にかつ必要なときに情報が入手できるよう、スマートフォンの機能を活用したアプリにより、子どもの年齢や居住地域に応じた子育てイベントや健診などの情報をきめ細やかに発信する。また、アプリの予防接種スケジュールの自動管理機能を活用することで、予防接種の受け忘れの防止や、スケジュール管理の負担軽減につなげる。		★			子育て事業課
256	母子健康手帳等交付事業	妊娠届出時に、妊娠・出産・子どもの成長、健康診査や予防接種の記録ができる母子健康手帳を交付する。また、支援が必要な妊婦を早期に把握できるよう、保健師・助産師が全妊婦への面接相談等を行う。併せて、自分の住んでいる住所地を担当する保健師の名前や、妊娠や出産、子育てに関する相談先の情報が一目でわかるマグネットを配付する。	★				保健センター

257	子育て情報発信事業	印刷物の配布や、市ホームページにおいて子育てイベントに関する情報を提供するイベントカレンダーの活用により、子どもの成長段階に応じた子育て情報を提供する。	★		子育て事業課
-----	-----------	--	---	--	--------

推進方向 6-(4) 子育て中の社会参加支援

番号	取り組み名	取り組み内容	対象者				所管課
			妊産婦	乳幼児	児童	生徒	
258	一時預かり事業（一般型・幼稚園型）（再掲）	保護者の傷病や就労等に伴う緊急・一時的な保育需要及び育児疲れの解消等を目的とした利用や短時間就労により、保育が困難な児童の受け入れを実施し、保育所(園)等への入所を待つ待機児童の解消の一助とする。また、公私立幼稚園、認定こども園(1号)において、保護者の就労や傷病等により保育が困難な幼児の一時預かりを教育時間外に実施する。		★			子育て事業課 教育指導課
259	ファミリーサポートセンター事業	育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者が相互援助活動を行うファミリーサポートセンター事業において、会員組織の活動をより一層推進するため、会員増に努めるとともに、フォローアップ講座の実施などにより活動しやすい体制を作る。		★	★		子育て事業課

施策目標7 子育てと仕事の両立支援

推進方向 7-(1) 多様な保育サービスの充実

番号	取り組み名	取り組み内容	対象者				所管課
			妊産婦	乳幼児	児童	生徒	
260	通常保育事業	平成31年4月1日現在、認可保育所53か所、定員数6,355人、認定こども園10か所、定員735人である。すべての子どもが安心して質の高い保育を受けることができるよう、保育の質の向上のための取り組みなど子育て環境の充実を図る。		★			子育て事業課
261	待機児童対策の推進	通年での待機児童解消に向け、私立保育所(園)の増改築等や、私立幼稚園から認定こども園への移行などにより、保育所等の入所枠の拡大を図るとともに、待機児童用保育室の整備などの取り組みを進める。		★			子育て事業課
262	小規模保育事業	平成31年4月1日現在、小規模保育事業16か所、定員数256人で、待機児童の大部分を占める3歳未満児の入所枠を確保するため、小規模保育事業を実施している。すべての子どもが安心して質の高い保育を受けることができるよう、保育の質の向上のための取り組みなど子育て環境の充実を図る。		★			子育て事業課
263	延長保育事業(時間外保育事業)	全保育所(園)において、午後7時までの延長保育を実施し、一部の私立保育所(園)では、午後7時を超える延長保育にも対応している。今後も、勤務形態の多様化による延長保育の需要に対応するため、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業実施施設を加え実施する。		★			子育て事業課

264	夜間保育事業	勤務形態の多様化に対応するため、保護者の就労などにより夜間の保育を必要とする児童に対する夜間保育を行う。(現在の1園を継続)	★		子育て事業課
265	休日保育事業	日曜、祝日など休日の保育ニーズに対応するため、休日保育を行う。(現在の1園を継続)	★		子育て事業課
266	病児・病後児保育事業	保育所(園)や認定こども園等に通所中の児童等が病気やケガの回復期に、集団保育の困難な期間、小児科のある医療機関で保育と看護を行う。市立ひらかた病院及び民間医療機関3か所の計4か所で、定員は23人。また、保育所(園)や幼保連携型認定こども園において、体調が悪くなった児童に対する保育体制の充実を図る。	★		子育て事業課 子育て運営課
267	一時預かり事業(一般型・幼稚園型)(再掲)	保護者の傷病や就労等に伴う緊急・一時的な保育需要及び育児疲れの解消等を目的とした利用や短時間就労により、保育が困難な児童の受け入れを実施し、保育所(園)等への入所を待つ待機児童の解消の一助とする。また、公私立幼稚園、認定こども園(1号)において、保護者の就労や傷病等により保育が困難な児童の一時預かりを教育時間外に実施する。	★		子育て事業課 教育指導課
268	保育士等就職支援センター事業	保育士資格を持ちながら、保育所等で就労していない潜在保育士の掘り起こしや、各保育所等からの求人とのマッチングなどを行う保育士等就職支援センター事業を実施し、安定的な保育士確保と待機児童対策の円滑な実施を図る。	★		子育て事業課
269	利用者支援事業	個々の保育ニーズへのきめ細かな対応をめざし、保育コンシェルジュを配置するなど、相談体制を充実する。	★		保育幼稚園課
270	第2子以降の保育料の無償化及び保育所(園)・幼稚園等における給食費(副食費)の補助(再掲)	平成30年9月から本市独自の第3子以降の保育料無償化を実施し、令和元年10月からは国における幼児教育・保育の無償化が実施され、加えて令和2年4月からさらなる子育て世帯への負担軽減を図るため、第2子以降の保育料無償化を実施する。それに伴い枚方市独自で無料化する対象児童についても国の無償化の対象者と同様に副食費を枚方市独自に徴収免除するため、施設へ副食費相当分を市独自の給付費として支払う。	★		子育て事業課 保育幼稚園課

推進方向 7-(2) 放課後児童対策の充実

番号	取り組み名	取り組み内容	対象者				所管課
			妊産婦	乳幼児	児童	生徒	
271	放課後児童健全育成事業(留守家庭児童会室事業)(再掲)	保護者の就労等により保育を必要とする小学生児童の放課後の遊び、生活の場を提供し、その健全育成を図ることを目的に、全45小学校で実施する。また、平成30年度からは全学年の児童を受入れており、障害のある子どもへの支援の充実にも引き続き努めていく。			★		放課後子ども課
272	留守家庭児童会室の保育料軽減・施設の有効活用	留守家庭児童会室の保育料は、平成26年4月より月額9,200円を7,200円に軽減しており、当分の間、継続していく。 留守家庭児童会室運営に必要な施設については、学校施設の活用による効果的・効率的な整備に取り組んでいく。			★		放課後子ども課

273	放課後自習教室事業 (再掲)	児童・生徒の学習意欲を高め、学力の向上を図るために、中学校では全学年を対象とした放課後学習教室を週1回開室する。また、中学3年生を対象に受験対策を主とした夏季集中学習教室を5日間開室する。小学校においても週1回放課後自習教室を開室する。			★	★	教育指導課
274	放課後子ども教室事 業(再掲)	児童の自主性や社会性等を育成するため、安全・安心な学校で、すべての児童が仲間とともに自由に遊べる環境(「3間」[時間・空間・仲間])を整備する。			★		社会教育課
275	総合型放課後事業 (留守家庭児童会 室・放課後子ども教 室・放課後自習教室・ 枚方子どもいきいき 広場の連携・協働)	個別に実施してきた放課後事業の運営について、効果的・効率的な運営を図るために、可能な範囲の融合を図り「総合型放課後事業(放課後キッズクラブ)」として、民間活力を活用しながら取り組みを進める。			★		社会教育課 放課後子ども課 教育指導課 子ども青少年政策課

推進方向 7-(3) 男女共同子育ての推進

番号	取り組み名	取り組み内容	対象者				所管課
			妊 産 婦	乳 幼 児	児 童	生 徒	
276	男女共同参画推進事 業	枚方市男女共同参画計画に基づき、市民意識の啓発・向上を図るための講座の開催や情報提供、相談事業を実施する。また、市民自らが企画、運営し、主体的に男女共同参画を発信する「市民参画型啓発事業」を実施するなど、子どもから大人まで、性別・年齢を問わず男女共同参画意識を醸成する取り組みを進める。	★	★	★	★	人権政策室
277	ワーク・ライフ・バラン ス推進のための啓發 活動	仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、さまざまな活動について、自らが希望するバランスで展開できる「ワーク・ライフ・バランス」を推進するため、内閣府仕事と生活の調和推進室が国民運動として取り組む「仕事と生活の調和の推進」に係る啓發をホームページへの掲載やリーフレットの配布などにより行う。	★				人権政策室

第2期 枚方市子ども・子育て支援事業計画
令和2年度～令和6年度にかかる主な取り組み一覧

令和2年3月

発行 枚方市子ども青少年部子ども青少年政策課
〒573-8666 枚方市大垣内町2丁目1番20号
TEL : 072-841-1375（代表）
FAX : 072-843-2244
E-mail : kodosei@city.hirakata.osaka.jp

